平成２２年（フ）第３０２号
堺市中区東山1095番地１、開始決定時の住所堺市中区辻之1160番地28
破産者　岡田富美子
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
堺市北区新金岡町３丁１番16―307号
破産者　兼髙　　勇
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
堺市西区鳳東町５丁422番地５
破産者　粂田　直美
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
堺市堺区松屋町１丁57番地、前住所大阪府門真市大字三ツ島640番地の２
破産者　翔建設こと　杉本　博嗣
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６９３号
神戸市北区広陵町３丁目73番地
破産者　林光春こと　鄭　　光英
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４５号
神戸市垂水区千代が丘２丁目１番25―904号、従前の住所神戸市垂水区舞子坂２丁目15番11号
破産者　伊藤　幸夫
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３３号
兵庫県宝塚市山本西３丁目11―14―204、住民票上の住所兵庫県宝塚市小林５丁目３番63号
破産者　岡山　嘉宏
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６４号
神戸市西区押部谷町木津757番地
破産者　手納　昌幸
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６９号
兵庫県宝塚市山本西３丁目11―14―204、住民票上の住所兵庫県宝塚市小林５丁目３番63号
破産者　岡山　生江
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６０号
大阪府豊能郡豊能町光風台３丁目１番地の13、開始決定時の住所大阪府池田市住吉１丁目９番３号
破産者　岩重　敦之
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３５号
兵庫県尼崎市三反田町３丁目６番23―310号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市三反田町１丁目７番５―101号
破産者　神田　直久
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９２７号
兵庫県尼崎市食満７丁目29番１号
破産者　丹藤　高吉
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１７号
兵庫県芦屋市山芦屋町15番８―B106号
破産者　芦屋やきにく岡本こと　尾辻　義信
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３５号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目23番11―102号、前住所大阪市西淀川区大和田３丁目６番１―1302号
破産者　竹田真由美
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１９号
兵庫県加古川市平岡町新在家2557番地の５
破産者　松山伊壮豊
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８６２号
奈良県天理市庵治町488番地
破産者　歌房　啓義
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１７号
京都府相楽郡精華町光台７丁目27番地２
破産者　成瀬　貴彦
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２２１号
奈良県生駒市南田原町1057番地
破産者　奥田　清司
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２３０号
奈良市鳥見町４丁目２番地　富雄団地18―201号
破産者　楠原三千代
１　決定年月日　平成22年７月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所